

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第1委員会室
		担当職員	山末
日 時	平成30年10月19日(金曜日)	開 議	午後 2 時 55 分
		閉 議	午後 3 時 38 分
出席委員	◎平本 ○富谷 酒井 小川 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者 出席者	【健康福祉部】栗林部長 [高齢福祉課] 高橋課長、山口高齢者係長		
事務局	鈴木議事調査係長、山末主事		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 行政報告

[理事者入室] 健康福祉部

(1) 「亀岡市老人福祉センター」について

<健康福祉部長>
(概要説明)

～14:59

[質疑]

<齊藤委員>

4千万円ほどの寄附があったということだが、領収書も何もないのか。

<高齢福祉課長>

領収書として確認したものはないが、建物を建設する際の実績報告等の中に寄附金として内訳を挙げている。

<齊藤委員>

建前は4千万円の寄附ということだが領収書もない。そもそも4千万円の寄附がなかったのではと感ずるのだがどうか。

<健康福祉部長>

経過を申し上げる。南つつじヶ丘の団地造成のためにため池が処分された。その時に共立殖産という開発業者から水利関係者に1億円が支払われ、そのうち、5千万円が亀岡地区の高齢者のために使うということで亀岡市に寄付されたと聞いている。4千万円という説と5千万円という説があるが、4千万円の寄附と1千万円の寄附を合わせて5千万円であったと考えている。昭和49年度の建設のときには寄附金が3,600万円という書類が残っている。一般会計に一旦入れた後に割り振りがされたのではないかと思っている。一般会計にはきちんと入っている。また、

領収書は先方が持つものである。

<馬場委員>

老人福祉センターの建設が昭和49年ということだが、南つつじヶ丘の団地の造成のためのため池の処分というのはかなり後のことではないのか。

<健康福祉部長>

昭和48年度以前に買収の話があったということであり、寄附金が昭和48年度に入り、昭和49年度に建設が計画され、昭和50年に竣工した。南つつじヶ丘の団地造成はもう少し後だが、先行取得していると思うので、つつまはあっていると思う。

<馬場委員>

共立殖産だけでなくいろいろな業者が入っていたと思うがどうか。

<健康福祉部長>

取りまとめをしていたのが共立殖産なのだと思う。その詳細はわからない。

<馬場委員>

土地は無償貸付ということだが、公有財産の無償貸付の規定をきちんと守っているのか。

<健康福祉部長>

亀岡市に財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第5条第1号に「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」という定めがある。これで対応できると考えている。

<馬場委員>

公共的団体という解釈か。

<健康福祉部長>

そうである。

<酒井委員>

寄附をいただいた以上に税金をつぎ込んでいると思うが、なぜ無償で貸付を行うのか。

<健康福祉部長>

亀岡地区からは建物だけでなく敷地についても無償で譲渡するよう要望された。我々も譲渡の方向で検討していたが、土地の取得経緯からして、無償譲渡の正当な理由は見当たらないということであった。そのようなことから、顧問弁護士の見解も受け、無償貸付としたいと考えている。無償貸付とするのは、敷地の上に老人福祉センターが建設されており、他の用途に供することができない状態であるためである。

<酒井委員>

老人福祉センターの築年数は。あとどれくらい使えるのかはわからないが、その後の考えは。

<健康福祉部長>

昭和49年度に施工して昭和50年度に完成しているので、建物の構造から考えれば構造上の耐用年数がまもなく経過すると思うが、その後のことは考えていない。無償貸付は無期限ではなく、必要があれば更新していきたいと考えている。

<酒井委員>

期限は決まっていないのか。

<健康福祉部長>

貸付期間は10年以内としたいと考えている。

<酒井委員>

なぜ有償ではないのか。

<健康福祉部長>

先ほども申したが、既に建物が建っており、他の用途には使えないということをもって無償貸付と考えている。

<平本委員長>

今後の建て替えについては協議しているのか。こういう用途のものでなければならぬというような取り決めはされているのか。

<健康福祉部長>

建て替えは考えていない。現在の施設を利用いただくということで考えている。

<齊藤委員>

公募してみてもどうか。いくらでもよいので賃料をもらえばよいのではないか。なぜ無償で貸すのか。

<健康福祉部長>

他の自治会では旧役場の支所を自治会として使用されているが、亀岡地区には自治会館がない。立地がよいので、貸すということになれば手をあげる人がいるとは思いますが、合併以来の亀岡地区の要望事項であった点を踏まえると、この方法が一番公平ではないかと思っている。

<酒井委員>

他のところは電気代を払ってもらっておらず、市が委託料を払っているわけでもない。これまでの実態として、老人福祉センターとして運営されていたというよりも自治会館として使われていたので、寄附金のことを差し置いても市民の理解が得られるのかという思いがある。市民にきちんと説明できるのか。

<健康福祉部長>

これまでの経過は指摘のとおりだが、今後は各町の自治会事務所等と同じような扱いになるのではないかと考える。

<齊藤委員>

亀岡地区自治振興協議会からの回答があるということだが、回答期限を定めているのか。

<健康福祉部長>

10月22日までに文書で回答いただくようお願いしている。承諾する旨の回答があれば12月議会に提案する。承諾しないということであれば提案は見送らざるを得ない。

<酒井委員>

承諾しない場合は立ち退いていただくのか。

<健康福祉部長>

承諾いただけない場合は指定管理者制度にするのが1つの選択肢だと思う。まずは管理業務を市の直営とし、老人福祉センター条例の一部を改正し、使用料を明確にして公募により指定管理者を募ることが本来の筋道だと考えている。

<酒井委員>

22日を過ぎても回答がなかった場合は今の答弁のような対応をしてもらえるのか。

<健康福祉部長>

明確な回答でない場合は再度照会し、しっかりと意思表示をしていただきたいと考えている。少しずつ延びていくのではないかと心配されていると思うが、そのよう

なことがないように努める。

<馬場委員>

22日までに回答しない場合は打ち切るといような文言は入っているのか。

<健康福祉部長>

22日までに文書で回答していただきたい旨の内容以外は付け加えていない。

<平本委員長>

以前から当委員会も非常に重要だと認識しているので指摘要望を行っている。期日を守っていただくよう協議いただき、延々と延びることのないように要望する。

<菱田委員>

合併して亀岡市が誕生したときに、旧亀岡町だけ自治会館がなくなってしまった。この状況を改善したいということで、平成6年には一定の申し合わせもあったように聞いている。そういう流れの中でやっと方向性が見えてきた。地方自治法の改正により指定管理者制度に移行できていなかったのは問題だと思うが、自治会の集会所がなくなってしまうのは住民としていかなものかと思う。過去に亀岡市農協が京都農協と合併したときに、自治会の集会所とJAの支店が同じ場所にあり、土地は農協のものであったため、合併により自治会の居場所がなくなってしまった地域があったと思う。そのときは、理事者や議会も配慮して自治会が確保できるよう応援してきた。指定管理になるのか、譲渡になるのかどうかはわからないが、議会としては住民のことを考えて物事を進めていかなければならないと思う。

<健康福祉部長>

京都農協に亀岡市農協が合併するときに、大井町自治会と千代川町自治会が支店の中に自治会を設けていたのだが、即出て行けということであった。その時は貸付金制度を創設し、それを原資にして、千代川町は土地から買い求め、それに宝くじの助成金を上積みする形で現在の自治会館ができ上がった。大井町については土地がなかなか確保できなかったため、メディアスの1階を購入した経過がある。

<平本委員長>

自治会組織の拠点をなくすということではない。あくまで現状の課題を改善するように指摘要望してきた。期日の中で最善を尽くしていただき、引き伸ばしにならないように協議願う。

<馬場委員>

誰が見ても公明正大にやっていることがわかるようにやっていただきたい。

[理事者退室]

～15:23

3 子どもの権利条例（仮称）について

<平本委員長>

子どもの権利条例（仮称）について、先ほどの教育部との意見交換の感想や意見があればいただきたい。

<菱田委員>

当委員会にとってはよい機会が持てたが、総務文教常任委員会としては不完全燃焼であったと思う。意見交換の中でもあったように、事前に委員同士で意見交換をしておけばよかったと感じた。また、三上委員から川崎市の事例について、よいパンフレットをつくられているという話があった。確かにそう思うが、よい冊子をつ

くってPRしたところでとどまっていると思う。亀岡市はそこからもう一步踏み込んでいけるようにしていきたいと思った。

<馬場委員>

所管を越えて協議することが難しい中で、よい取り組みになったと思う。

<小川委員>

予算のこともあるかもしれないが、平成31年度から全庁的な取り組みをしてもらえるようなプロジェクトチームができればよいと思った。また、意見交換の中で人権の話があったが、生涯学習部とも意見交換ができればよいと思った。意見交換の前にもう少しやり取りをしておかなければならないと感じた。

<齊藤委員>

足立区の話があったが、そういうことが必要だと思う。今後、しっかりと啓発をしてもらえるのか非常に心配である。竹田委員からもあったが、総務文教常任委員会に投げかけて再度開催しなければならないのではないかと考えた。12月議会上程するというので取り組みを進めてきたが、拙速に制定しても無用の長物になるのではないかと。

<小島委員>

全体で動いていくのが大事であり、教育部門だけでも福祉部門だけでもできない。トップの意識改革が必要だと思う。他市においてはトップが動いて特別チームが組まれたということもあった。そういうことが本市においても大事ではないかと感じた。

<平本委員長>

少し早かったという気もしなくはないが、投げかけとしては成功だったと思う。菱田委員から横断的に動きやすいようにするにはどうすればよいかという質問があったが、教育委員会の答弁も精一杯の前向きな答弁だったと思う。子どもの権利条例をツールとして活用し、活動しやすいようにしていくためには議会や委員会としての後方支援が必要だと再認識した。これから逐条解説の作成に移っていきたいと思う。事務局から説明を。

<事務局主事>

12月議会での上程を前提とするならば、当初のスケジュール案から考えると逐条解説の作成に移ることとなる。次回の委員会では具体的な逐条解説案を提示し、内容を確認いただくという流れになるのではないかと考えている。

<平本委員長>

逐条解説の提案があれば10月30日までに事務局に提出いただきたい。これをもとに正副委員長で逐条解説案を作成する。

～15:36

4 その他

<平本委員長>

次回の日程を調整する。

(日程調整)

<平本委員長>

次回の委員会は11月7日(水)午後1時30分からとする。

<小川委員>

子どもの権利条例について取り組んでいるが、世界規模で問題になっているプラス

チックごみについても当委員会で取り組みたいと思う。提案する。
<平本委員長>
今後、取り組みを進めるのか協議していきたい。

散会 ～ 15 : 38